【委員意見書】

平成27年7月10日

大阪府障がい者施策推進協議会 差別解消部会へ

１．基本理念について

　基本理念につきましては、すでにご議論いただいておりますし、趣旨につきましては、何ら異論はありません。ただ実際に実行することにおいては、国は経済最優先で、社会保障や医療は産業の起爆剤と考えている市場原理主義社会の中で生活する、お互い神ならぬ生身の我々にとっては、その実行にはお互いの理解と思いやりや譲り合いがあって初めて実効性が担保されることへの明記がなされるべきではないでしょうか。また、その制度の充実には時間がかかる事への理解をして頂く事も必要です。そうでなければ，せっかくの基本理念を理解し実行しようとする気持ちが、「過重な負担」という理由の陰に隠れて消えてしまいかねないと思います。

２．体制整備の具体的方策

　先ずは、府民全体が知る事が必要ではないでしょうか。法律やこのガイドラインを府民や行政や各事業所の職員そして障がい者の方にも知ってもらう事が先ず第一番であると考えます。まだまだ周知が不十分なように思います。法律やガイドラインの趣旨や内容を、広く広報誌、ラジオ・ＴＶ、車内ポスターや集会や説明会でのアナウンス等を通じて府民に広く伝えていただくことをお願いします。また、ホームページで公開しダウンロードするのではなく、小冊子にして配布することができるようしていただきたいと思います。ガイドラインを「私は読みました」、「ぼくも知っています」というようになれば、そこから新しいスタートが始まると思います。

　次に実際の「不当な差別的取扱い」における「正当な理由」、「合理的配慮の不提供」における「合理的配慮」や「過重な負担」に対する認識が各個人や組織間で微妙に違っていると思います。その微調整や統一化のために、説明会や講演会等で事例等を広く知らせ、周知やトラブル等への相談窓口の設置で確認し、訂正してもらうことが必要であると思われます。また事業所間での経済力やマンパワーの差により、「過重な負担」にも差が生じることへの理解をお願いして、制度を育てていきたいと考えます。同時に、障がい者からの「合理的配慮」への「意思の表示」の必要性や「意思の表示方法」の周知や統一も、その様な方法でさらに図るべきかと考えます。

そして、チェック・アクションのPDCAサイクルでさらに制度を高めて頂きたい。

３．実効性確保のための措置

障がいのある人とない人が共に暮らしやすい社会を形成していくには、お互いのことをもっと理解し合う機会を増やし、共生するためのルールを決めて周知する方法が良いのではないでしょうか。そのために条例を定めて一定の基準や具体的な内容を示し、周知することも一法であると考えます。そして条例制定にあたっては、お互いの理解と思いやりや譲り合いが必要なこと、時間がかかることを明記し、活用していくことが重要です。

ガイドラインの中に障がい者手帳を１８人に１人が持っているとの記載がありました通り、差別の解消は、我々府民の身近な問題であり、かつ、ひとり一人の問題であると思います。このことを理解してもらうには、府民への啓発は必要なことであり、最低限の費用が必要になってきます。

関係団体を集めて意見を聞いて取りまとめると同時に、財政状況が厳しい中予算を確保していただいた大阪府の担当者の不断の努力には敬意を表しますが、周知や取組を具体的に進めていくには、予算を確保することも大切なことだと思います。前述のとおり、我々自身の問題として考えていくためには、大阪府には継続して尽力していただきたいと思っています。

４．その他

　医療関係者は、日々の診療等で、障がいのある方や病気で悩まれている方に接する機会が一般の府民の方よりも多く、多くの医療関係者は法律等を理解しているのではないかと想像していますが、日常の忙しさや医療関係者自身の考え等により、合理的配慮が十分でない場合や、提供されていないことが、障がい者の方には余計に眼につくかもしれません。この法律やガイドライン等について医療機関で知っておくべきことなどを、関係者に周知するなど、努力したいと思います。

　　　　　　　　　以上